**農振除外要件整理票**

　農振除外の６要件（農振法第13条第２項各号の要件）を全て満たすことについて、客観的な理由をそれぞれ記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 号名 | 要　　　　　件 | 理　　　　　由 |
| １号 | 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。 |  |
| ２号 | 当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 |  |
| ３号 | 第２号に掲げるもののほか、当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 |  |
| ４号 | 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 |  |
| ５号 | 当該変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 |  |
| ６号 | 当該変更に係る土地が土地改良法第２条第２項に規定する土地改良事業等で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成の施行に係る区域内にある土地（防災事業等農業生産力を増進することを直接の目的としない事業及びかんがい排水事業の不可避受益を除く。）である場合にあっては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して８年を経過した土地であること。 |  |